

赤い羽根共同募金広域助成要綱

社会福祉法人 千葉県共同募金会

I. 助成対象

1. 対象事業

民間の社会福祉事業、更生保護事業その他県内の社会福祉増進のため必要と認められる事業を対象とする。

※助成の決定にあたっては、寄付者の理解と共感を得られる事業を優先する。

2. 対象団体

(1) 社会福祉法人(更生保護法人、財団法人、社団法人を含む。)、NPO法人、任意団体(構成員10名以上の団体)で、次の各号に合致するものを対象とする。

- ① 団体の規約等を備えていること。
- ② 企業、政治目的を持つ団体、宗教団体などから独立して運営されていること。
- ③ その活動から生じる利益を構成員に分配しないこと。
- ④ 活動の実績・内容及び財務の状況を自ら公開できること。
- ⑤ 活動計画、予算、決算等が整備されていること。
- ⑥ 共同募金の趣旨について理解、共感し、この運動に自ら積極的に参画、推進すること。

(2) 前項にかかわらず、次の各号に該当する団体は助成の対象とはしない。

- ① 新設の団体であって開始後1年未満のもの。ただし、緊急に必要と認められるもの等で、千葉県共同募金会(以下「本会」という。)において適当と認めたものはこの限りではない。
- ② 国または地方公共団体が設置もしくは経営し、またはその責任に属するとみなされるもの。
- ③ 共同募金助成金以外の収入が期待でき、これによって当該事業が実施できるもの。
- ④ 対象者に対して無差別平等の取扱いをせず、構成員の互助共済のみを行うもの。

(3) 助成を受ける団体は、助成金を適正に活用し、これによって地域社会の寄付者の信頼に応えなければならない。

(4) 助成を受ける団体は、常に会計帳簿を整理して経理内容を明らかにしておくとともに、本会の要求がある場合、その監査を拒むことはできない。

II. 助成区分と申請・助成時期

1. 翌年度助成 : 当年度助成以外

- (1) 申請時期 5月
- (2) 助成時期 翌年度

2. 当年度助成 : 当年度に助成する緊急性・必要性の高いものに限り、財源(募金、繰越金等)の範囲内で助成

- (1) 申請時期 当年度5月

(2) 助成時期 当年度3月

3. 即応型助成

(1) 申請時期 随時

(2) 助成時期 随時

Ⅲ. 助成内容

1. 整備費助成 …	助成率:基本基準額	算定額の最大 75%
	介護保険法に基づく施設	算定額の最大 50%
	NPO法人、任意団体	算定額の最大 90%
	助成上限額:200万円	

(1) 福祉施設・県域団体(県域にわたって活動する福祉団体、NPO法人、任意団体をいう。以下「県域団体」という。)の機器・備品等購入、新築・増築・改築等及び修理等の費用。

(2) 福祉施設・県域団体が整備する福祉車両(障害者通所施設のマイクロバスを含む。)の購入費。

(3) 福祉施設が介護保険事業、障害福祉サービス事業(障害者支援施設を含む。)等以外に施設機能を活用して実施する地域福祉サービスに必要な整備費。

(4) 助成対象となる施設種別は別表1「Ⅲ-1. 整備費助成対象施設種別一覧」による。

2. 事業費助成 …	助成率:基本基準額	算定額の最大 75%
	NPO法人、任意団体	算定額の最大 90% (※1)
	助成上限額:上限額なし (※1の場合、上限額100万円)	

(1) 県域団体の事業費。

(2) 政令指定都市において活動する福祉団体、NPO法人、任意団体の事業費であって、本会が特に認めたもの。

3. テーマ選択助成(募金) … テーマ選択募金実績額を助成する

草の根的な活動を掘り起こし、地域や県域の新しいニーズに対応すること、また寄付者の理解を得ることを目的として用途選択募金を実施する。次の①から⑤の事業にかかる団体・テーマを公募し、用途選択募金を実施、選択された用途(団体・テーマ)に助成(事業費・整備費)。

- ①被災者支援及び防災・減災のための事業
- ②子育て、子どもに対する支援のための事業
- ③孤立防止、虐待防止、自殺防止のための事業
- ④生活困窮者のための事業
- ⑤日常的に支援を必要とする高齢者、障害者のための事業
- ⑥その他、会長が適当と認める事業

翌年度助成と当年度助成は、受配団体が選択する。

4. 即応型助成 … 助成率・助成上限額は整備費助成・事業費助成に準ずる

災害復旧等緊急を要する事業。または、県内の社会福祉の推進に特に資すると認められる事業。

IV. 助成までの流れ

別表2「助成までの流れ」のとおり。

V. 受付窓口

社会福祉法人 千葉県共同募金会

〒260-0026

千葉県千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター2F

電話 043-245-1721

附則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 「Ⅲ-1. 整備費助成対象施設種別一覧」

施設種別		摘要
生活保護施設	救護施設	
老人福祉施設	養護老人ホーム（一般）	
	特別養護老人ホーム	サテライト型特養は対象外
	地域密着型介護老人福祉施設 （小規模特別養護老人ホーム）	
	軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）	特養併設の定員20名未満のケアハウスは対象外
	小規模多機能型居宅介護事業／ 指定小規模多機能型居宅介護 指定介護予防小規模多機能型居宅介護	
	認知症対応型老人共同生活援助事業／ 指定認知症対応型共同生活介護事業所 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	（認知症グループホーム）
障害者総合支援法に基づく施設	療養介護	
	生活介護	
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	
	宿泊型自立訓練	
	就労移行支援	
	就労継続支援（A・B）	
	自立生活援助	
	障害者支援施設	
	就労定着支援	
	地域活動支援センター	
福祉ホーム		
障害者グループホーム	共同生活援助（グループホーム）	
	障害者生活ホーム	
	精神障害者ふれあいホーム（精神障害者生活ホーム）	

施 設 種 別		摘 要
児童発達支援 事業所	児童発達支援事業所	
	居宅型児童発達支援事業所	
児童福祉施設	放課後等デイサービス事業所	
	福祉型障害児入所施設	
	福祉型児童発達支援センター	
	児童心理治療施設	
	児童養護施設	
	自立援助ホーム	
	乳児院	
母子生活支援施設		
婦人保護施設	婦人保護施設	
精神障害者 社会復帰施設	精神障害者共同作業所	
更生保護施設	更生保護施設	

別表2「助成までの流れ」

	千葉県共同募金会	翌年度助成 (テーマ選択助成含む)	当年度助成 (テーマ選択助成含む)	即応型 助成
当 年 度	申請募集・助成説明会 4月下旬		申請受付 5月	当 年 度 中 随 時
			ヒアリング面談 6月	
	配分委員会 7月上旬			
	理事会・評議員会 7月中旬			
		助成計画決定通知 7月下旬		
	配分委員会 12月中旬		助成決定通知 1月上旬	
	配分委員会 3月上旬		事業結果報告 2月下旬	
理事会・評議員会 3月中旬		助成金送金 3月下旬		
翌 年 度		助成決定通知 4月上旬		翌 年 度 中 随 時
		事業結果報告 完了後随時		
		助成金送金 事業報告後		